

●景観条例

県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県美しいまちづくり条例	熊本県景観条例	福岡市都市景観条例	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	久留米市景観条例	大牟田市景観条例	中間市景観条例	宗像市景観条例	福津市景観条例
施行年月日	平成十二福岡県条例第六十六号	昭和62年3月16日条例第7号	昭和62年3月9日 条例第28号	平成22年10月1日 条例第32号	平成22年12月17日 久留米市条例第42号	平成25年4月1日 条例第1号	—	平成26年7月15日 条例第17号	平成 26 年3月20 日福津市条例第 1号
目次	<b>第一章</b> 総則(第一条—第六条) <b>第二章</b> 美しいまちづくりを推進するための施策(第七条—第十一条) <b>第三章</b> 市町村の美しいまちづくりに関する施策に対する支援(第十二条—第十四条) <b>第四章</b> 広域的な景観計画に関する事項(第十五条—第十七条) <b>第五章</b> 福岡県景観審議会(第十八条) <b>第六章</b> 雑則(第十九条・第二十条)	<b>第1章</b> 総則(第1条—第5条) <b>第2章</b> 景観計画(第6条) <b>第3章</b> 行為の規制等(第7条—第10条) <b>第4章</b> 公共事業等における景観形成(第11条・第12条) <b>第5章</b> 特定事業者との景観形成協定(第13条) <b>第6章</b> 援助等(第14条・第15条) <b>第7章</b> 県民の景観形成活動(第16条・第17条) <b>第8章</b> 熊本県景観・屋外広告物審議会(第18条・第19条) <b>第9章</b> 雑則(第20条・第21条) <b>第10章</b> 罰則(第22条・第23条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第9条) <b>第2章</b> 景観計画の策定等(第10条—第13条) <b>第3章</b> 景観法に基づく行為の届出等(第14条—第18条) <b>第4章</b> 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続(第19条・第20条) <b>第5章</b> 都市景観形成建築物等(第21条—第23条) <b>第6章</b> 景観づくり地域団体(第24条・第25条) <b>第7章</b> 表彰及び助成(第26条—第29条) <b>第8章</b> 福岡市都市景観審議会(第30条・第31条) <b>第9章</b> 雑則(第32条—第34条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第6条) <b>第2章</b> 良好な景観の形成 第1節 景観まちづくり計画及び景観計画(第7条—第11条) 第2節 行為の規制等(第12条—第24条) 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第25条—第27条) <b>第3章</b> 市民遺産の育成(第28条—第31条) <b>第4章</b> 推進体制(第32条—第34条) <b>第5章</b> 支援及び表彰(第35条・第36条) <b>第6章</b> 雑則(第37条) 附則	—	<b>第1章</b> 総則(第1条—第5条) <b>第2章</b> 景観計画の策定等(第6条—第8条) <b>第3章</b> 行為の規制等(第9条—第15条) <b>第4章</b> 景観重要建造物及び景観重要樹木(第16条・第17条) <b>第5章</b> 大牟田市景観審議会(第18条—第23条) <b>第6章</b> 雑則(第24条) 付則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第6条) <b>第2章</b> 景観計画(第7条・第8条) <b>第3章</b> 行為の規制等(第9条—第16条) <b>第4章</b> 景観重要建造物及び景観重要樹木(第17条・第18条) <b>第5章</b> 支援及び表彰(第19条—第21条) <b>第6章</b> 雑則(第22条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第4条) <b>第2章</b> 良好な景観の形成施策 第1節 景観まちづくりプラン及び景観計画(第5条—第8条) 第2節 景観計画区域内における行為(第9条—第18条) 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定(第19条) <b>第3章</b> 準景観地区 第1節 準景観地区(第20条) 第2節 建築物に関する行為の制限(第21条—第31条) 第3節 工作物に関する行為の制限(第32条—第41条) 第4節 開発行為等の制限(第42条—第52条) <b>第4章</b> 推進体制 第1節 宗像市景観審議会(第53条) 第2節 景観アドバイザー(第54条) <b>第5章</b> 雑則(第55条) <b>第6章</b> 罰則(第56条—第58条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—6) <b>第2章</b> 景観審議会(第7条・8) <b>第3章</b> 景観計画(第9条—13) <b>第4章</b> 行為の規制等(第14条—22) <b>第5章</b> 景観アドバイザー(第23条) <b>第6章</b> 景観重要建造物及び樹木(第24条—27) <b>第7章</b> 雑則(第28条) 附則
総則	<b>第一章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	—	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
目的	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)
定義	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)	(定義)
都市景観形成基本計画の策定	—	—	(都市景観形成基本計画の策定)	—	—	—	—	—	—
基本理念	(基本理念)	—	—	—	—	—	—	—	(基本理念)
先導的役割	—	—	(先導的役割)	—	—	—	—	—	—
市の施策	—	—	(市の施策)	—	—	—	—	—	—
県の役割・責務	(県の役割)	(県の責務)	—	—	—	—	—	—	—
市の役割・責務	(市町村の役割)	—	—	(市の責務)	(市の責務)	(市の責務)	(市の責務)	(市の責務)	(市の責務)
援助等	—	<b>第6章 援助等</b>	—	—	—	—	—	—	—
援助	—	(援助)	—	—	—	—	—	—	—
啓発	—	(啓発)	(啓発)	—	—	—	—	—	—
国等に対する協力の要請	—	—	(国等に対する協力の要請)	(国等に対する協力要請)	—	—	(国等に対する協力要請)	—	—
総則(再掲)	<b>第一章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	—	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
県民・市民・事業者の責務	(県民等の役割)	(県民及び事業者の責務)	(市民及び事業者の責務)	(市民の責務)	(市民の責務)	(市民の責務)	(市民の責務)	—	(市民の責務)
事業者の責務	—	(景観形成基本方針)	—	(事業者の責務)	(事業者の責務)	(事業者の責務)	(事業者の責務)	—	(事業者の責務)
景観形成基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財産権等の尊重・他の公益との調整	—	—	(財産権等の尊重及び他の公益との調整)	—	—	—	—	—	—
美しいまちづくり推進施策	<b>第二章 美しいまちづくりを推進するための施策</b>	—	—	—	—	—	—	—	—
基本方針	(基本方針)	—	—	—	—	—	—	—	—
まちづくり専門家	(まちづくり専門家)	—	—	—	—	—	—	—	—
調査研究及び情報の収集	(調査研究及び情報の収集)	—	—	—	—	—	—	—	—
啓発	(啓発)	—	—	—	—	—	—	—	—
表彰	(表彰)	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村の美しいまちづくり施策支援	<b>第三章 市町村の美しいまちづくりに関する施策に対する支援</b>	—	—	—	—	—	—	—	—
住民参加等促進措置支援	(住民等の参加を促進するための措置に対する支援)	—	—	—	—	—	—	—	—
美しいまちづくり計画策定等支援	(美しいまちづくり計画の策定等に対する支援)	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村の美しいまちづくり施策協力	(市町村の美しいまちづくりに関する施策に対する協力)	—	—	—	—	—	—	—	—

●景観条例

県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県美しいまちづくり条例	熊本県景観条例	福岡市都市景観条例	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	久留米市景観条例	大牟田市景観条例	中間市景観条例	宗像市景観条例	福津市景観条例
景観計画	第4章 広域的な景観計画に関する事項	第2章 景観計画	第2章 景観計画の策定等(平成24条例26・全改)	第2章 良好な景観の形成	-	第2章 景観計画の策定等	第2章 景観計画	第2章 良好な景観の形成施策	第3章 景観計画
景観まちづくり計画・景観計画	-	-	-	第1節 景観まちづくり計画及び景観計画	-	-	-	第1節 景観まちづくりプラン及び景観計画	-
景観まちづくり	-	-	-	(景観まちづくり計画)	-	-	-	(景観まちづくりプラン)	-
景観計画の策定	(広域的な景観計画の策定)	-	(景観計画の策定)	(景観計画)	(景観計画)	(景観計画)	(景観計画の策定)	(景観計画の策定)	(景観計画の策定)
法第14条第1項の規定通知をする場合の審議会意見聴取	-	-	(法第14条第1項の規定による通知をする場合の審議会の意見の聴取)	-	-	-	-	-	-
景観計画策定の手続	-	-	-	-	-	-	-	(景観計画策定の手続)	(景観計画策定の手続)
景観計画の変更	-	-	-	(景観計画の変更)	-	-	-	(景観計画の変更)	(景観計画の変更)
景観計画提案に係る一団の土地区域規模	-	-	-	(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)	-	-	-	-	-
景観計画の提案団体	-	-	-	(景観計画の提案団体)	-	-	-	-	-
都市景観形成地区指定等	-	-	(都市景観形成地区の指定等)	-	-	-	-	-	-
空地管理等に関する要請	-	-	(空地の管理等に関する要請)	-	-	-	-	-	-
行為の届出・規制等	-	-	第3章 景観法に基づく行為の届出等(平成24条例26・全改)	-	-	-	-	-	-
行為の届出の際に添付する図書	-	-	(行為の届出の際に添付する図書)	-	-	-	-	-	-
行為の規制等	-	-	-	第2節 行為の規制等	-	-	-	-	-
景観計画の遵守	-	-	-	(景観計画の遵守)	-	(景観計画の遵守)	-	-	(景観計画の遵守)
景観形成重点地区	-	-	-	-	-	(景観形成重点地区)	(景観重点地区)	-	(重点区域)
行為の規制等	-	第3章 行為の規制等	-	-	-	第3章 行為の規制等	第3章 行為の規制等	第2節 景観計画区域内における行為	第4章 行為の規制等
届出対象行為等	(届出対象行為等)	(届出対象行為等)	-	(届出対象行為等)	(届出対象行為等)	(届出対象行為等)	(届出対象行為等)	(条令第2条で定める届出行為)	(条令第2条で定める届出行為)
国、地方公共団体等特例	-	(国、地方公共団体等の特例)	-	-	-	-	-	-	-
特定届出対象行為	-	(特定届出対象行為)	(特定届出対象行為)	-	(特定届出対象行為)	(特定届出対象行為)	(特定届出対象行為)	(特定届出対象行為)	(特定届出対象行為)
行為等の届出	-	-	-	-	-	-	-	(行為等の届出)	(行為等の届出)
完了届	-	-	(完了届等)	(行為の完了)	-	(完了届)	(行為の完了)	(完了等の届出)	(完了届)
路外駐車場行為届出	-	-	-	(路外駐車場に関する行為の届出)	-	-	-	-	-
適用除外	-	(適用除外)	-	(届出及び勧告等の適用除外)	(届出等を要しない行為)	(届出及び勧告等の適用除外)	(届出等の適用除外)	(届出を要しない行為)	(届出及び勧告等の適用除外)
事前協議	-	-	-	(事前協議)	(事前協議)	(事前協議)	(事前協議)	(事前協議)	(事前協議)
適合の通知	-	-	-	(適合の通知)	-	-	(適合の通知)	(適合の通知)	-
助言又は指導	-	-	-	(助言又は指導)	-	(助言又は指導)	(助言又は指導)	(助言又は指導)	(助言又は指導)
勧告・命令	(勧告及び変更命令等)	-	(勧告等に当たつての手続)	(勧告)	-	(公表)	(勧告又は命令)	(勧告又は命令)	(勧告又は命令)
公表	-	-	-	(勧告に従わなかった旨の公表)	(公表の手続)	(公表)	(勧告に従わなかった旨の公表)	(公表)	(公表)
行為者の変更	-	-	-	(行為者の変更)	-	-	-	-	-
行為の中止	-	-	-	(行為の中止)	-	-	-	-	-
緑化率	-	-	-	(緑化率)	-	-	-	-	-
公共事業等における景観形成	-	第4章 公共事業等における景観形成	-	-	-	-	-	-	-
公共事業等景観形成指針	-	(公共事業等景観形成指針)	-	-	-	-	-	-	-
公共事業等景観形成指針遵守等	-	(公共事業等景観形成指針の遵守等)	-	-	-	-	-	-	-
特定事業者との景観形成協定	-	第5章 特定事業者との景観形成協定	-	-	-	-	-	-	-
県民の景観形成活動	-	第7章 県民の景観形成活動	-	-	-	-	-	-	-
景観形成住民協定	-	(景観形成住民協定)	-	-	-	-	-	-	-
景観形成市民団体等	-	(景観形成市民団体等)	-	-	-	-	-	-	-
景観重要建造物・景観重要樹木	-	-	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続(平成24条例26・追加)	第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木	-	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木	第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木
景観重要建造物等指定	-	-	(景観重要建造物等の指定の手続)	(景観重要建造物等の指定)	(景観重要建造物の指定)	(景観重要建造物等の指定等)	(景観重要建造物等の指定)	(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等)	(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)
景観重要樹木指定	-	-	-	-	(景観重要樹木の指定)	-	-	-	-
景観重要建造物指定標識	-	-	-	-	(景観重要建造物の指定の標識)	-	-	-	-
景観重要樹木指定標識	-	-	-	-	(景観重要樹木の指定の標識)	-	-	-	-
景観重要建造物等管理	-	-	-	(景観重要建造物等の管理)	(景観重要建造物の管理の基準)	(景観重要建造物等の管理)	(景観重要建造物等の管理の方法の基準)	-	(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理方法の基準)
景観重要樹木管理基準	-	-	-	-	(景観重要樹木の管理の基準)	-	-	-	-
管理に関する勧告・命令手続	-	-	-	-	-	-	-	-	(管理に関する勧告又は命令の手続)
指定の解除	-	-	(景観重要建造物等の指定の解除の手続)	(指定の解除)	-	-	-	-	(指定の解除)
都市景観形成建築物等	-	-	第5章 都市景観形成建築物等(平成24条例26・旧第4章繰下)	-	-	-	-	-	-
都市景観形成建築物等指定	-	-	(都市景観形成建築物等の指定)	-	-	-	-	-	-
現状変更行為等届出	-	-	(現状変更行為等の届出)	-	-	-	-	-	-
助言・指導	-	-	(助言及び指導)	-	-	-	-	-	-

●景観条例									
県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県美しいまちづくり条例	熊本県景観条例	福岡市都市景観条例	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	久留米市景観条例	大牟田市景観条例	中間市景観条例	宗像市景観条例	福津市景観条例
<b>景観づくり地域団体</b>	-	-	<b>第6章</b> 景観づくり地域団体(平成24条例26・旧第5章繰下)	-	-	-	-	-	-
景観づくり地域団体認定	-	-	(景観づくり地域団体の認定)	-	-	-	-	-	-
景観づくり地域団体活動	-	-	(景観づくり地域団体の活動)	-	-	-	-	-	-
<b>市民遺産の育成</b>	-	-	-	<b>第3章</b> 市民遺産の育成	-	-	-	-	-
市民遺産活用推進計画	-	-	-	(太宰府市民遺産活用推進計画)	-	-	-	-	-
市民遺産の提案	-	-	-	(市民遺産の提案)	-	-	-	-	-
市民遺産の登録保存等	-	-	-	(市民遺産の登録保存等)	-	-	-	-	-
<b>準景観地区</b>	-	-	-	-	-	-	-	<b>第3章</b> 準景観地区	-
準景観地区	-	-	-	-	-	-	-	第1節 準景観地区 (準景観地区)	-
建築物に関する行為の制限	-	-	-	-	-	-	-	第2節 建築物に関する行為の制限 (建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度)	-
建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度	-	-	-	-	-	-	-	(建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度)	-
建築物の高さの算定方法	-	-	-	-	-	-	-	(建築物の高さの算定方法)	-
計画の認定	-	-	-	-	-	-	-	(計画の認定)	-
事前協議	-	-	-	-	-	-	-	(事前協議)	-
完了等の届出	-	-	-	-	-	-	-	(完了等の届出)	-
違反建築物に対する助言又は指導	-	-	-	-	-	-	-	(違反建築物に対する助言又は指導)	-
違反建築物に対する措置	-	-	-	-	-	-	-	(違反建築物に対する措置)	-
国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例	-	-	-	-	-	-	-	(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)	-
工事現場における認定の表示等	-	-	-	-	-	-	-	(工事現場における認定の表示等)	-
報告及び立入検査	-	-	-	-	-	-	-	(報告及び立入検査)	-
適用の除外	-	-	-	-	-	-	-	(適用の除外)	-
工作物に関する行為の制限	-	-	-	-	-	-	-	第3節 工作物に関する行為の制限 (工作物の形態意匠の制限と高さの最高限度)	-
工作物の形態意匠の制限と高さの最高限度	-	-	-	-	-	-	-	(工作物の形態意匠の制限と高さの最高限度)	-
計画の認定	-	-	-	-	-	-	-	(計画の認定)	-
事前協議	-	-	-	-	-	-	-	(事前協議)	-
完了等の届出	-	-	-	-	-	-	-	(完了等の届出)	-
違反工作物に対する助言又は指導	-	-	-	-	-	-	-	(違反工作物に対する助言又は指導)	-
違反工作物に対する措置	-	-	-	-	-	-	-	(違反工作物に対する措置)	-
国・地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例	-	-	-	-	-	-	-	(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)	-
工事現場における認定の表示等	-	-	-	-	-	-	-	(工事現場における認定の表示等)	-
報告及び立入検査	-	-	-	-	-	-	-	(報告及び立入検査)	-
適用の除外	-	-	-	-	-	-	-	(適用の除外)	-
開発行為等の制限	-	-	-	-	-	-	-	第4節 開発行為等の制限 (開発行為等の制限)	-
開発行為等の制限	-	-	-	-	-	-	-	(開発行為等の制限)	-
計画の許可	-	-	-	-	-	-	-	(計画の許可)	-
事前協議	-	-	-	-	-	-	-	(事前協議)	-
完了等の届出	-	-	-	-	-	-	-	(完了等の届出)	-
違反開発行為等に対する助言又は指導	-	-	-	-	-	-	-	(違反開発行為等に対する助言又は指導)	-
違反開発行為等に対する措置	-	-	-	-	-	-	-	(違反開発行為等に対する措置)	-
国の機関等が行う開発行為等に対する許可等に関する手続の特例	-	-	-	-	-	-	-	(国の機関等が行う開発行為等に対する許可等に関する手続の特例)	-
工事現場における許可の表示等	-	-	-	-	-	-	-	(工事現場における許可の表示等)	-
報告及び立入検査	-	-	-	-	-	-	-	(報告及び立入検査)	-
適用の除外	-	-	-	-	-	-	-	(適用の除外)	-
都市計画法の準用	-	-	-	-	-	-	-	(都市計画法の準用)	-
<b>表彰・助成・支援</b>	-	-	<b>第7章</b> 表彰及び助成(平成24条例26・旧第6章繰下)	<b>第5章</b> 支援及び表彰	-	-	-	<b>第5章</b> 支援及び表彰	-
支援	-	-	-	(支援等)	-	-	-	(支援等)	-
表彰	-	-	(表彰)	(表彰)	-	-	-	(表彰)	-
都市景観形成建築物等の保存に係る助成等	-	-	(都市景観形成建築物等の保存に係る助成等)	-	-	-	-	-	-
景観づくり地域団体に対する助成等	-	-	(景観づくり地域団体に対する助成等)	-	-	-	-	-	-
都市景観の形成に寄与する行為に係る援助	-	-	(都市景観の形成に寄与する行為に係る援助)	-	-	-	-	-	-
専門家の活用	-	-	-	-	-	-	(専門家の活用)	-	-

●景観条例

県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県美しいまちづくり条例	熊本県景観条例	福岡市都市景観条例	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	久留米市景観条例	大牟田市景観条例	中間市景観条例	宗像市景観条例	福津市景観条例
審議会・推進体制	第五章 福岡県景観審議会	第8章 熊本県景観・屋外広告物審議会	第8章 福岡市都市景観審議会(平成24 条例26・旧第7章線下)	第4章 推進体制	—	第5章 大牟田市景観審議会	—	第4章 推進体制	第2章 景観審議会
設置	—	(設置及び権限)	(設置)	(景観・市民遺産会議)	(景観審議会)	(大牟田市景観審議会の設置及び 担当事務)	—	第1節 宗像市景観審議会 (宗像市景観審議会)	(景観審議会)
組織・運営	—	(組織等)	(組織及び運営)	(景観・市民遺産育成団体)	—	(審議会の組織)	—	—	(景観審議会の組織及び運営)
審議会の委員の任期	—	—	—	—	—	(審議会の委員の任期)	—	—	—
審議会の会長及び副会長	—	—	—	—	—	(審議会の会長及び副会長)	—	—	—
審議会の会議	—	—	—	—	—	(審議会の会議)	—	—	—
審議会の部会	—	—	—	—	—	(審議会の部会)	—	—	—
景観アドバイザー	—	—	—	—	—	—	—	第2節 景観アドバイザー (景観アドバイザー)	第5章 景観アドバイザー (景観アドバイザー)
景観アドバイザー	—	—	—	(景観・市民遺産アドバイザーの登録)	—	—	—	—	—
雑則	第六章 雑則	第9章 雑則	第9章 雑則(平成24条例26・旧第8章線 下)	第6章 雑則	—	第6章 雑則	第6章 雑則	第5章 雑則	第7章 雑則
法令等に基づく行為との関係	(法令等に基づく行為との関係)	—	—	—	—	—	—	—	—
専門家等の意見の聴取	—	—	(専門家等の意見の聴取)	—	—	—	—	—	—
諸制度の活用	—	—	(諸制度の活用)	—	—	—	—	—	—
市町村の条例との調整	—	(市町村の条例との調整)	—	—	—	—	—	—	—
補則	—	—	—	—	—	(補則)	—	—	—
委任	(規則への委任)	(規則への委任)	(委任)	(委任)	(委任)	—	(委任)	(委任)	(委任)
罰則	—	第10章 罰則	—	—	—	—	—	第6章 罰則	—
附則	附則	附則	附則	附則	附則	付則	附則	附則	附則
附則	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施行期日	—	—	—	—	(施行期日)	—	—	(施行期日)	(施行期日)
適用除外	—	—	—	—	(適用除外)	—	—	(適用除外)	—
都市景観形成地区等に関する経過措置	—	—	(都市景観形成地区等に関する経過措置)	—	—	—	—	—	—
行為の届出に関する経過措置	—	—	(行為の届出に関する経過措置)	—	—	—	—	—	—
別表	—	—	別表	別表第1(第15条関係)	別表第1(第7条関係)	別表(第10条関係)	別表(第10条関係)	別表第1(第2条関係)	別表(第17条関係)